

2024年2月1日

2022 年 期再生医療認定医認定者更新申請要綱

一般社団法人日本再生医療学会認定制度事務局

1. 申請期間

2024年5月20日（月）～6月3日（月）消印有効

2. 申請方法

必ず朱書きで再生医療認定医制度更新申請書類であることを記載し、追跡機能のある発送方法にてご提出ください。

お1人ずつ個別に申請書類をご発送ください。

本会からは受領の連絡をしておりませんので、追跡機能をご使用のうえご確認ください。

3. 申請先

一般社団法人日本再生医療学会認定制度事務局

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 2-3-11 日本橋ライフサイエンスビルディング 4F

Phone: 03-6262-3028

4. 申請者への通知先

申請書の内容にかかわらず、本会の会員データベースに登録された連絡先のみを正規情報として通知等を行います。データベースへの登録内容が古い場合などには連絡ができなくなりますので、必ず申請前に会員データベースへの登録内容を本会ウェブサイト（www.jsrm.jp）>会員登録>登録情報管理）よりご確認ください。また、申請後も、ご異動・転居等のあった場合は必ず内容をアップデートしてください。

5. 問合せ先

本要綱に記載されていない事項に関するお問合せは、認定制度事務局（certification@jsrm.jp）までメールにてご連絡ください。電話での回答内容につきましては、その正確性を保証いたしかねますのでご注意ください。なお、いかなる場合にも合否に関する内容には回答いたしかねます。更新等のご案内は本会ウェブサイトにてご確認ください。

本会ウェブサイトに掲載の同諸規則をご確認の上、ご申請をお願いします。

1. 申請条件

- 1.1. 申請条件日本国の医師免許または、歯科医師免許を有すること
- 1.2. 申請時に本会の会員であり、会費を完納していること
- 1.3. 申請時に認定医の資格を有し、資格取得または、前回更新から36か月以内であること
- 1.4. 以下のいずれか
 - 1.4.1. 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時までの本会学術総会における筆頭演者としての発表経験を有すること
 - 1.4.2. 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時までに再生医療等*に関する査読通過論文を有すること（共同著者を含む）
- 1.5. 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時まで1回以上本会学術総会に参加していること
- 1.6. 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時まで1回以上本会が主催する講習会に出席していること
- 1.7. 申請者の海外留学、病気その他認定医制度委員会が認める正当な理由がある場合は24か月を限度に更新の延長を可能とする

注：再生医療等*とは、再生医療等安全性確保法に定義されている範囲を示す

2. 更新申請書類

全ての更新申請書類は本会ウェブサイトに掲載の書式集を用いて、A4の用紙に出力してご提出下さい。

- 2.1. 申請書類チェックリスト
- 2.2. 再生医療認定医認定更新申請書
- 2.3. 以下のいずれか
 - 2.3.1. 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時までに開催された本会学術総会の抄録集における申請者を筆頭演者とした発表の抄録の写し
 - 2.3.2. 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時までの申請者を著者とする再生医療等*に関する査読通過論文の写し
※本会機関誌掲載の論文でない場合は、再生医療等*との関係性を説明した別紙を添付すること

注：再生医療等*とは、再生医療等安全性確保法に定義されている範囲を示す

- 2.4. 2022年、2023年または2024年の本会学術総会のご所属、氏名欄を含む参加証の写し
 - 2.5. 2022年、2023年または2024年の再生医療資格認定講習会の修了証の写し
 - 2.6. 認定更新審査料（10,000円／税込）の振込を証明する記録（振込時の振込依頼書控など）の写し
※認定更新延長申請をする場合、認定更新審査料は不要。
 - 2.7. 認定更新延長を希望する場合は認定更新延長申請書に理由にチェックをつけ、理由書（別紙・自由形式）を添えて提出すること
3. 認定審査料納付先（必ず1名ずつ納付してください。）
三井住友銀行（0009）／日本橋支店（695）／普通預金 8280373
一般社団法人日本再生医療学会 [シャ] ニホンサイセイイリョウガッカイ]

以上